

様式 8

助産所管理者設置許可申請書の記載事項

事案	助産師が開設する助産所において、開設者が他の助産師に助産所を管理させる場合
根拠法令	医療法第 12 条第 1 項ただし書、同法施行規則第 8 条
提出期限	事前
提出窓口	助産所の所在地を管轄する保健所
添付書類	1 管理者の助産師免許証の写し（原本持参）及び履歴書 2 管理者の再教育研修修了登録証の写し（原本持参） 3 管理者設置の理由を裏付ける資料
提出部数	2 部
手数料	なし

様式の記載要領及び留意事項	
「開設者」欄	1 開設者助産師個人の住所を記載する。
1. 管理させようとする助産所の名称	1 開設届又は変更届に記載されている名称を記載する。
2. 管理させようとする助産所の場所	1 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 2 ビル内での開設の場合は、「〇×ビル〇階」とビルの名称と階数まで記載する。
3. 従業員の定員	1 開設届又は変更届されている定員を記載する。 (留意事項) 定員とは、開設者が定めた必要人員数（従業員数）のことである。 医療法においては、助産所における必要人員数（従業員数）の法定基準はないが、適切な医療を提供するために必要な人員数（従業員数）を確保することとされている。
4. 入所定員	1 入所施設について許可（構造設備使用許可）を受けている場合、その入所定員を記載する。
5. 管理者の設置理由	1 管理者を設置する理由及びその必要性等を詳細に記載する。 ※開設者が既に、別の助産所を管理しているため、あるいは、2か所の助産所を開設するため、というような単なる事実の説明等では許可の対象とならない。
6. 設置期間	1 管理者を設置する具体的な期間を記載する。 開設者の病気を理由とする場合などで、明確に期間が決められないときでも、おおよその期間を見積もり、必ず記載すること。 (留意事項) 許可を受けた後に、病状の変化等で病気回復までの見込み期間が延び、許可期限を越えることとなった場合には、再度、許可申請を行うこと。
7. 管理者の住所及び氏名	1 管理者助産師個人の住所地（住民票記載の住所）を記載する。 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 2 氏名は、管理者助産師個人の氏名を記載する。

様式 8

添付書類の記載要領	
管理者の助産師免許証の写し、再教育研修了登録証の写し	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 窓口において、添付する免許証の写しの原本照合を行うため、届出時には助産師免許証の原本もあわせて持参すること。</li> <li>2 氏名・本籍地が変更し、免許証の記載事項の書換えがなされている場合、裏面にも記載のある場合があるので、その場合裏面の写しも必要。</li> </ol>
管理者の履歴書	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴（就・退職の旨を明記する）の記載をすること。</li> </ol>
管理者設置の理由を裏付ける資料	<p>(資料例)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開設者助産師の病気による場合は、医師による診断書</li> <li>2 長期研修による場合は、当該研修資料や研修の開催通知の写しなど。</li> <li>3 継続指導等が必要な新生児等があることによる場合、その具体的な内容、期限を明記した本人の申立書等。</li> </ol>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 助産所の管理者は当該助産所の管理に専念することが望ましいが、地域医療の確保の観点等からやむを得ず他の病院等に勤務する場合は、勤務先管理者（院長等）の同意書を添付する。その際、管理する助産所の業務時間が他の病院等での勤務時間と重複していないこと。 ※ 同意書には、管理に同意する旨と、病院等での勤務時間及び管理する助産所の勤務時間が記載されていること。</li> <li>2 設置期間が過ぎた場合若しくは申請事由が消滅した場合、許可は失効する。</li> </ol>

(参考法令)

○医療法第 12 条第 1 項

助産所の開設者が、助産所の管理者となることができる者である場合は、自らその助産所を管理しなければならない。

但し、助産所所在地の都道府県知事（保健所設置市の市長）の許可を受けた場合は、他の者にこれを管理させて差支えない。